

議案第 6 0 号

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、税率の改定等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成１７年愛西市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の６．６１」を「１００分の７．３７」に改める。

第５条中「２万６，４００円」を「２万９，９００円」に改める。

第５条の２第１号中「２万１，９００円」を「２万３，４００円」に改め、同条第２号中「１万９５０円」を「１万１，７００円」に改め、同条第３号中「１万６，４２５円」を「１万７，５５０円」に改める。

第６条中「１００分の２．２６」を「１００分の２．４４」に改める。

第７条の２中「１０，１００円」を「１万１，１００円」に改める。

第７条の３第１号中「６，９００円」を「７，１００円」に改め、同条第２号中「３，４５０円」を「３，５５０円」に改め、同条第３号中「５，１７５円」を「５，３２５円」に改める。

第８条中「１００分の１．７６」を「１００分の２．１２」に改める。

第９条の２中「１０，２００円」を「１万１，３００円」に改める。

第９条の３中「６，８００円」を「７，５００円」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「１万８，４８０円」を「２万９３０円」に改め、同号イ（ア）中「１万５，３３０円」を「１万６，３８０円」に改め、同号イ（イ）中「７，６６５円」を「８，１９０円」に改め、同号イ（ウ）中「１万１，４９８円」を「１万２，２８５円」に改め、同号ウ中「７，０７０円」を「７，７７０円」に改め、同号エ（ア）中「４，８３０円」を「４，９７０円」に改め、同号エ（イ）中「２，４１５円」を「２，４８５円」に改め、同号エ（ウ）中「３，６２３円」を「３，７２８円」に改め、同号オ中「７，１４０円」を「７，９１０円」に改め、同号カ中「４，７６０円」を「５，２５０円」に改め、同項第２号ア中「１万３，２００円」を「１万４，９５０円」に改め、同号イ（ア）中「１万９５０円」を「１万１，７００円」に改め、同号イ（イ）中「５，４７５円」を「５，８５０円」に改め、同号イ（ウ）中「８，２１３円」を「８，７７５円」に改め、同号ウ中「５，０５０円」を「５，５５０円」に改め、同号エ（ア）中

「3, 450円」を「3, 550円」に改め、同号エ（イ）中「1, 725円」を「1, 775円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 588円」を「2, 663円」に改め、同号オ中「5, 100円」を「5, 650円」に改め、同号カ中「3, 400円」を「3, 750円」に改め、同項第3号ア中「5, 280円」を「5, 980円」に改め、同号イ（ア）中「4, 380円」を「4, 680円」に改め、同号イ（イ）中「2, 190円」を「2, 340円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 285円」を「3, 510円」に改め、同号ウ中「2, 020円」を「2, 220円」に改め、同号エ（ア）中「1, 380円」を「1, 420円」に改め、同号エ（イ）中「690円」を「710円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 035円」を「1, 065円」に改め、同号オ中「2, 040円」を「2, 260円」に改め、同号カ中「1, 360円」を「1, 500円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 960円」を「4, 485円」に改め、同号イ中「6, 600円」を「7, 475円」に改め、同号ウ中「10, 560円」を「1万1, 960円」に改め、同号エ中「1万3, 200円」を「1万4, 950円」に改め、同項第2号ア中「1, 515円」を「1, 665円」に改め、同号イ中「2, 525円」を「2, 775円」に改め、同号ウ中「4, 040円」を「4, 440円」に改め、同号エ中「5, 050円」を「5, 550円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 7 . 3 7</u> を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>2 万 9 , 9 0 0 円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第 5 条の 2 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 6 . 6 1</u> を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>2 万 6 , 4 0 0 円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第 5 条の 2 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続

して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>2万3, 400円</u> (2) 特定世帯 <u>1万1, 700円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万7, 550円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.44</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万1, 100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税	して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>2万1, 900円</u> (2) 特定世帯 <u>1万950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万6, 425円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.26</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10, 100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
--	--

額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7, 100円</u> (2) 特定世帯 <u>3, 550円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5, 325円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.12</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,300円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,500円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減	額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,900円</u> (2) 特定世帯 <u>3,450円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,175円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.76</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,200円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,800円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減
---	---

額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以

額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以

上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2万930円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,380円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,190円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万2,285円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,770円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,970円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,485円</u>	上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万8,480円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万5,330円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,665円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,498円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,070円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,830円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,415円</u>
--	--

(ウ) 特定継続世帯 <u>3, 7 2 8 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7, 9 1 0 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5, 2 5 0 円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万4, 9 5 0 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(ウ) 特定継続世帯 <u>3, 6 2 3 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7, 1 4 0 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 7 6 0 円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万3, 2 0 0 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
--	--

<u>1万1,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,850円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,775円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,550円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,550円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,775円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,663円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,650円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,750円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以	<u>1万950円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,475円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,213円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,050円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,450円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,725円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,588円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,100円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,400円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以
---	---

上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

4,680円

(イ) 特定世帯 2,340円

(ウ) 特定継続世帯 3,510円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,220円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,280円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

4,380円

(イ) 特定世帯 2,190円

(ウ) 特定継続世帯 3,285円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,020円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 420円</u> (イ) 特定世帯 <u>710円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1, 065円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2, 260円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 500円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 485円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 380円</u> (イ) 特定世帯 <u>690円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1, 035円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2, 040円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 360円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 960円</u>
---	---

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,475円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,960円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万4,950円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,665円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,775円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,440円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,550円</u> 3 略	イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,600円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,560円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万3,200円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,515円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,525円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,040円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,050円</u> 3 略
--	---

愛西市国民健康保険税条例の一部改正の概要

第 1 改正の概要

税率改定等に関する規定を整備するもの

第 2 改正の理由

税率の改定等に伴い、関係規定を整備するため

第 3 改正の内容

税率改定等について、以下のとおり引き上げるもの

現 行			
	所得割 (%)	被保険者均等割額 (円)	世帯別平等割額 (円)
医療給付費分	6. 6 1	2 6, 4 0 0	2 1, 9 0 0
後期高齢者支援金分	2. 2 6	1 0, 1 0 0	6, 9 0 0
介護納付金分	1. 7 6	1 0, 2 0 0	6, 8 0 0
合 計	1 0. 6 3	4 6, 7 0 0	3 5, 6 0 0

改 定 案			
	所得割 (%)	被保険者均等割額 (円)	世帯別平等割額 (円)
医療給付費分	7. 3 7	2 9, 9 0 0	2 3, 4 0 0
後期高齢者支援金分	2. 4 4	1 1, 1 0 0	7, 1 0 0
介護納付金分	2. 1 2	1 1, 3 0 0	7, 5 0 0
合 計	1 1. 9 3	5 2, 3 0 0	3 8, 0 0 0

第 4 施 行 期 日

令和 7 年 4 月 1 日